

3. 11 知的財産権 (Intellectual Property Rights : IPR)

知的財産権（知財権）の保護に関する法制度

カンボジアは1995年に「世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization : WIPO）」の加盟国となり、1998年にはパリ条約に加盟しているが、知財権保護に関する法的枠組みは長期間にわたり十分ではなかった。しかしながら、今世紀に入りカンボジア政府は知財権に関する一連の法制整備に努力を重ねてきており、その知財権保護に関する法制度は大きな進歩を遂げると共に、WTO加盟時の義務履行を果たしてきている。最近制定された知財保護に関する法律には下記のものがある。

- 2002年「商標・名称・不公正競争に関する法律（Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition）」
- 2003年「著作権及び関連する権利に関する法律（Law on the Copyright and Related Rights）」
- 2003年「特許、実用新案、工業に関するデザイン法（Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design）」

さらに次のような法律の制定に向けて政府は努力を重ねているところである。

- 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律（Law on the Protection of Undisclosed Information and Trade Secret）」
- 「IC配列設計の保護に関する法律（Law on the Protection of Layout Design of IC）」
- 「地理表示の保護に関する法律（Law on the Protection of Geographical Indications）」
- 「畜産家の権利及び植物種の保護に関する法律（Law on Breeder Rights and Plant Varieties Protection）」

商標及び名称（Trade marks and names）

2002年の「商標、名称、不公正競争に関する法律（Law on Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition）」は知財権を保護するカンボジアで初めての法律である。商標に対する排他的権利は登記によって取得することができ（第3条）、商標登記の先順位権は、申請者又はその先順位者がパリ条約に加盟するいずれかの国で、先順位により既に国内・地域的な申請を行なっている旨の宣言書を登記申請書に添付することにより認められると規定している（第6条）。同法は、登記手続き、無効及び除去、集団的な商標、商標・名称のライセンス供与、権利侵害と救済、国境条項、所有権譲渡・変更等

につき規定している。

カンボジアの商標法は国内使用のみに関する認定を行うため、輸入や流通に関する権利保有者の排他的権利は常に保護され、また委任状や流通契約によって排他的流通業者を指定することができる。

著作権（Copyright）

2003年の「著作権及び関連する権利に関する法律（Law on the Copyright and Related Rights）」は、文化的な製作物の適正かつ正しい利用を確保するために、著者及び演奏者に著作物に関する権利を与えることによって、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容を保護することを目的としている（第1条）。

同法により保護される製作物は以下の通りである（第3条）。

- カンボジア国民でカンボジアに定住する著者の作品
- 海外で最初に出版され、その後30日以内にカンボジアで出版される作品を含む、カンボジアで最初に出版される作品
- 主たる事務所や定住する住居をカンボジアに有する製作者の視聴覚作品
- カンボジアで建設された建築物及びカンボジアに所在する建築物等に付属するその他の芸術品
- 国際条約でカンボジアが保護する義務を有することが定められている作品

次のような対象物も同法により保護されている（第7条）。

- 全ての書籍及びその他の文学的、芸術的、科学的・教育的文書
- 講演、演説、説教、口頭又は書面による弁論及び同質の特質を有するその他の作品
- 演劇及びミュージカル
- 言語を含むと含まないと拘わらず、全ての作曲作品
- 視聴覚的作品
- 絵画、彫刻及びその他のコラージュ
- 写真及び建築物
- コンピューター・プログラム及びプログラムに関連する設計図書等

著者はその作品に関する、全ての人に対抗することができる排他的な権利を有しており、その権利には倫理的権利、経済的権利が含まれる（第18条）。著者の倫理的権利は永久的なものであり譲渡することはできず、また差し押さえることもできず時効もない（第19条）。

著者の経済的権利は、複製の許諾、公衆への伝播、派生作品の製作等を通じて、自身の作品を使用することが

できる排他的権利である(第21条)。経済的権利の保護は、作品制作の日に始まり、著者の死後50年間存続する(第30条)。

経済的な紛争が生じた場合の法の適用を容易にし、著作権の証拠とするために、著者または著作権者は文化・芸術省にその作品を供託したり、登録することができる。登録した場合には文化・芸術省は登録証明書を発行する(第38、39及び40条)。

著作者や著作権者は自らの権利を守り運用するために、文化・芸術省の許可を受けて、集団的運用機構を設立することができる(第56条)。

特許、実用新案及び工業意匠

「特許、実用新案、工業意匠に関する法律(Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Design)」は2003年1月22日に制定され、カンボジアにおける許諾済み特許、実用新案及び工業デザインに対する保護を与えている(第1条)。

同法の目的は次の通りである(第2条)。

- 革新と科学的・技術的調査、開発を奨励する
- 国内外の商業と投資の増大を刺激し促進する
- 製造活動と経済開発を促進するためにカンボジアへの技術移転を奨励する
- 工業所有権の保護し、権利侵害や違法な商行為に対抗する

特許 (Patents)

「特許」とは発明を保護するために与えられる権利を指し、「発明」とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを言う。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するものである(第4条)。発明は、それが新しく、画期的な段階を経るのであり、工業的に応用可能な場合において特許を許諾される(第5条)。

特許に対する権利は発明者に帰属し(第10条)、特許申請は工業担当省(鉱工業・エネルギー省: Ministry of Industry, Mines and Energy)に対して行ない、申請料の支払いが必要である(第16条)。

登記官が特許を許諾した場合には、次のような手続きがとられる(第39条)。

- 特許許諾情報の出版
- 申請者に対しての特許許諾証明書と特許コピーの発行
- 特許の記録
- 公衆に対する特許コピーの提供

特許は申請登記の日から20年後に失効し、特許や特許申請を保持するには、登記官に対して毎年前払いで年間

費用を支払う必要がある(第45条及び46条)。

実用新案証明 (Utility Model Certificates)

- 実用新案証明は、新規で工業的に応用可能であり、かつ製品・方法もしくはそれらに関連する実用新案の保護のために供与されるものである(第69条)。画期的な段階を経ない発明においては、実用新案証明が妥当であるかもしれない(第71条)。
- 実用新案証明は、申請登記の日から7年目の年末に失効し、更新はできない(第73条)。
- 特許の許諾ないしは拒絶以前においては、1度に限り、特許申請者は何時でもその申請を実用新案証明への申請に変更可能であり、またその逆も可能である(第75条及び76条)。

工業意匠 (Industrial Design)

同法によれば、線、色、三面体のどのような組み合わせ、又はどのような材質であっても、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらの意匠となる場合には、工業意匠と見做され(第89条)、それが新しい場合には登記することができる(第91条)。

登記申請日又は先願日以前の12ヶ月間に、世界のどこでも未だ公衆に対して公開されていない場合に「新規」であると見做される(第92条)。

工業意匠の登記申請は鉱工業・エネルギー省で行い、申請料の支払いが必要である(第95条)。登録所有者以外の人間による、登録工業意匠による物品のカンボジアでの製造・販売・輸入には、登録所有者の合意が必要である(第105条及び106条)。工業意匠の登記は登記申請日から5年間有効であり、さらに5年間ずつ2回にわたり更新可能である(第109条)。

3. 12 紛争処理

商務仲裁に関する法制度

「商務仲裁法案(Draft Law on Commercial Arbitration)」は国連国際商務取引法委員会(United Nations Commission on International Trade Law: UNCITRAL)の標準法から約5分の4を抽出したものであるが、2003年に採択され、2006年5月に法律として制定された。同法の目的は、公平かつ迅速な経済紛争の解決を促し、関係者の法的権利と利益を保護し、経済の円滑な発展を促進することである(第1条)。

同法の主な条文は以下の通りである。

- 本法によって規定される事項については、本法に定めること以外には、如何なる法廷も関与することは

できない（第5条）

- 仲裁契約は書面による（第7条）
- 国立仲裁センター（National Center for Arbitration）が商業省の管轄下に設立される（第10条）
- 調停者であるカンボジア人又は外国人は国立仲裁センターに登録をし、センターは調停者の資格を決定する責任を有する（第11条）
- 商業又は工業会議所は、会員間で紛争が生じた場合には、和解のための仲裁員団を自身によって結成する（第13条）
- 当事者は公平な取り扱いを受け、管理法・仲裁者数・仲裁団が従うべき仲裁手続き・仲裁を行なう場所・使用される言語を自由に決定できる（第4章）

他の章は以下の条文から成っている。

- 「仲裁法廷の管轄権（Jurisdiction of the arbitral tribunal）」
- 「仲裁訴訟の運営（Conduct of arbitral proceedings）」
- 「裁定の決定と仲裁訴訟の終了（Making of award and termination of proceedings）」
- 「管轄法廷の管轄権（Jurisdiction of Competence Courts）」
- 「裁定手段（Resources against awards）」
- 「裁定の認定と執行（Recognition and enforcement of awards）」

労働争議仲裁に関する法制度と手続き

労働争議に関しては、労働法が次のような和解及び仲裁手続きを規定している。

個別的争議

- 訴訟行為に先立ち、個別的争議は当事者の一方の発議により、当該省又は特別市の労働検査官による事前の和解調停を請求できる（第300条）。
- 労働検査官は争議の内容を双方から聴取し、和解を促す努力を行なう。このために、苦情を受け付けてから遅くとも3週間以内に公聴会を開催するものとする。その結果、労働検査官により記載される公式報告書において、合意がなされたか、又は和解が不調であったかが記載される。同報告書は労働検査官と当事者によって署名が為されなければならない。労働検査官の面前で為された合意は法によって執行される。和解不調の場合には、利害関係者は管轄権を有する裁判所に対して、2週間以内に訴えを起こすことができるが、期間を過ぎた場合には訴訟権は消滅する（第301条及び省令317号）。

集団争議

A. 和解

- 集団契約に紛争解決手続きの記載がない場合には、当事者は当該省又は特別市の労働検査官に集団争議を報告しなければならない（第303条）。
- 労働担当省は争議の通知を受けてから48時間以内に和解調停者を任命しなければならない（第304条）。調停は労働担当省による和解調停者任命から15日間行なわれるが、その期間は、紛争当事者双方の要望に基づく場合においてのみ更新され得る（第305条）。
- 和解調停期間中は、紛争当事者は衝突を招く手段を慎まなければならないと共に、全ての会議に出席することを要する。正当な理由のない欠席は罰金の対象となる（第306条）。
- 紛争当事者が署名し、和解調停者が裏書した和解調書は、集団的契約と同様の強制力と効果を有するが、労働者を代表する当事者が労働組合でない場合には、当該契約は当該組合とその組合が代表する労働者を拘束することはできない（第307条）。
- 契約が成立しない場合には、和解調停者は、和解が不調に終わった主な理由を記録し、紛争に関する報告書を作成しなければならない。さらに和解調停者は、調停終了後遅くとも48時間以内に労働担当省にその報告書を送付し、報告を行なうものとする（第308条）。

B. 仲裁

- 和解が不調に終わった場合には、労働争議は以下の方法により解決される（第309条）。
 - a) 集団的契約に仲裁手続きが取り決められている場合、定められた手続きに従う
 - b) 紛争当事者全員が合意するその他の手続きによる
 - c) 本章に定められた仲裁手続きに従う
- 仲裁の場合においては、労働担当省は、第308条に定められた和解調停者からの報告書受領後3日以内に、当該事案を仲裁評議会（Council of Arbitration）に通告するものとし、仲裁評議会は事案の受領後3日以内に評議を行なうものとする（第310条）。
- 仲裁評議会は、法令及び集団契約の解釈と執行に関連して、紛争に関する法的な決定を下すものとする。評議会の決定は他の全ての紛争にも適用される。仲裁評議会の評議は全て秘密会議とする（第312条）。
- 仲裁評議会は、事案受領の日から15日以内に労働担当省にその決定を通告し、担当大臣は即刻紛争当事

- 者に通知しなければならない。紛争当事者は、通知受領後8暦日以内に、書留又は他の信頼できる手段により担当大臣に通知し、仲裁評定に対し上告する権利を有する（第313条）。
- 当事者双方が上告をしなかった最終仲裁評定は、即刻実施されなければならない。既に実施された仲裁評定は集団契約と同様の方法で保存され、登記されるものとする（第314条）
 - 和解及び仲裁手続きは無償で行なわれるものとする（第316条）。

適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project：QIP）の紛争処理に関する法制度

2003年の改正投資法では、その第20条において紛争処理手続きを次のように規定している。

土地に関連する紛争を除き、投資法に定められた権利と義務についての適格投資プロジェクトに関連する紛争は、カンボジア開発評議会、投資家及び紛争に係る全ての当事者間における協議を通じて、できうる限り友好的に解決されるものとする。

最初の書面による協議開始の要望が提出された日から2ヶ月以内に、当事者間で友好的な解決が図れなかった場合には、いずれかの当事者によって次のような処理を図ることができる。

- カンボジア開発評議会の面前での和解調停
- 当事者が合意するカンボジア国内外での仲裁
- カンボジア法廷における裁判

3. 13 インフラストラクチャ

電力

電力供給の概況

2001年2月に電力セクターの規制のために電力法（The Electricity Law）が公布され、電力供給事業に関する監督・調整を行なう法的組織としてカンボジア電力公社（Electricity Authority of Cambodia：EAC）が設立された。カンボジアの電力供給開発戦略は、プノンペン市、カンダール（Kandal）、カンボンスプー（Kampong Speu）、タケオ（Takeo）、カンポット（Kampot）シハヌークビル（Sihanoukville）を含む南部地域とバンテミンチャイ（Banteay Mean Chey）、バットアンバン（Battambang）、シエムリアップ（Siem Reap）州などの西部地域の主要2地域の都市をつなぐ送電網の建設、その間の近隣国からの電力の輸入、低コスト発電の可能な大規模発電施設の建設である。

カンボジアでは電力は下記の機関によって発電及び配

電が行われている。

- 国営企業であるEDC（Electricite du Cambodge）
- 州都における独立系電力事業者（Independent Power Producers：IPP）を含む民間業者
- 小都市における小規模認可業者
- 農村部における地方電気事業者（Rural Electricity Enterprises：REE）

EDCはプノンペン、シハヌークビル、コンボンチャム、タケオ、バットアンバン、シエムリアップ、ボンテイミチャイ、カンポット、カンボンスプー、ステントレン、スヴァイリエン、プレイベン、ラタナキリ（バンルン）における発電・配電・送電の複合事業認可を持っており、2005年現在国内の電力供給の26.5%を担っている。一方71.1%の電力供給はIPPによるもので、2.4%が複合認可業者100社によるものである。

南部地域ではベトナムからの電力購入契約（Power Purchase Agreement：PPA）が調印され、またプノンペンからタケオを経由してベトナムへ至る送電線敷設に向けた、カンボジア政府と世界銀行・アジア開発銀行との融資契約も調印を終えている。これによりカンボジアは、最初の2年間では80メガワット、3年目以降は200メガワットの電力をベトナムから輸入することになる。またドイツのKfWとも、タケオからカンポットにいたる送電線に対する借款契約が結ばれている。

北部地域ではタイからの電力輸入に向けた電力購入契約が調印され、タイ国境から3つの州都への送電線敷設に向けASK社との間で投資合意が調印されている。これにより、タイからの大規模な電力輸入は2007年までに開始される見通しである。バットアンバン、シハヌークビル、カンポット、カンボンスプーから周辺40キロ以内の地域への中圧送電網の延長は世銀からの融資により建設される予定である。

カンボジアの電力は、EDCのプノンペン地域電力システム向けのキリロム1（Kirirom 1）とラタナキリ（Ratanakiri）系統向けのラタナキリの二ヶ所の水力発電所、プノンペン系統向けでプノンペンのC2発電所に設置されている火力発電、重油ディーゼルか軽油を使った火力発電所数ヶ所により供給されていた。2005年には、国内電力供給量の91.8%にあたる8億732万5千キロワットアワー（kWh）が重油ディーゼル発電によって供給され、そのほか、二ヶ所の水力発電所が4352万2千kWh（5%）、重油燃焼蒸気発電で2838万5千kWh（3.2%）がそれぞれ供給されている。さらに、タイ及びベトナムからも電力供給を受けており、2005年輸入量はタイから5683万8千kWh、ベトナムが2540万7千kWhであった。タイからの輸入電力の値段は1kWhあたり6セン

トから7.7セントとの範囲で変動するが、ベトナムからのものは6.9セントでほぼ安定している。しかしながらC2の蒸気発電は、高コストと予備品の入手難により2005年に停止されている。

電力供給はまだ需要を満たしておらず、農村部では、24時間電力供給が確保されていないなど、この状況は特に顕著であり、電力の質も安定していない。現在計画中の送電線網敷設及びカムチャイ（Kamchay）水力発電所（193.2MW）が完成すれば、電力の安定供給が実現することが期待されているが、カンボジアでは今後需要の増加が見込まれているため、主にタイ、ベトナム、さらにラオスからの輸入電力に依存していく可能性がある。カンボジア政府の中期計画では、潜在的に有望な全ての水力発電所を開発し、またより規模の大きい石炭、ガス発電所に供給源を広げることにより、高価な重油への依存度を減らし、電力コストの低減をはかる計画である。

計画中SEZ内及び周辺における電力供給の現状と展望

今後のカンボジア向け海外投資プロジェクトの多くは、現在計画中の経済特区（SEZ）に立地することが予想される。表3-6は計画中のSEZ及び周辺地域の電力供給の現状と展望をまとめたものである。

電気料金

独立系電力事業者（IPP）による電気料金は国際的水準に比較して非常に高くなっていて、2005年のIPPの平均料金は1 kWhあたり17セントであるが、コンボンチャム地域のジュピター社など、業者によっては20セント以上のものもあった。

プノンペン市の電気料金は本章3.14「ビジネスに関するコスト」の光熱費の項のa)「電気料金」にあるとおりであり、シハヌークビル地域及び他の省における料金については下記の表3-7と表3-8の通りである。

通信

通信インフラの概況

通信に関する政策及び規制についての所管官庁は郵便電気通信省（郵便省：Ministry of Posts and Telecommunications：MPTC）である。郵便省は固定電話業務も行ってきたが、2006年1月に同業務を独立させて、新しい国営企業「テレコム・カンボジア（Telecom Cambodia）」を設立した。同社は4,030万米ドル相当の資本と700人の従業員を投入し、023局番の固定電話サービスを提供しており、2008年までには民営化される予定

である。

カンボジアの電話普及率は最近5年間で3倍に伸びているが（表3-9参照）、固定電話の加入者数の伸びは鈍く、2005年末の電話普及率6.24のうち5.94が携帯電話の加入者によるものである。つまり電話加入者全体のうち95%以上が携帯電話を使用していることになる。カンボジアは携帯電話の加入者数が固定電話加入者を上回った世界最初の国であるが、固定電話サービスの慢性的な不足がその原因である。民間の国際的電気通信関連研究機関によると、2005年末で110万以上の携帯電話契約数に対し、固定電話の契約数は4万以下と推定される。

ASEAN域内の他の国と比較してみると、カンボジアの電話普及率は依然低い状況である（表3-10参照）。カンボジアの2005年の普及率6.24はインドネシアの2002年と比較しても依然低いという状況である。

通信サービス

カンボジアには固定電話会社が3社、国際電話会社3社、携帯電話会社4社があり、各社のサービス内容は下表3-11のとおりである。

携帯電話会社のうち、シェアの半分をモビテル（Mobitel）が占め、カムシン（Camshin）、カサコム（CASACOM）がそれぞれ四分の一のシェアを持っている。固定電話については、テレコム・カンボジアが60%のシェアを持っている。

国際電話サービス

国際電話ゲートウェイは郵便省とテレツー（Tele 2）の2社によるサービスがある。郵便省は最近まで総収入の85%を国際電話サービスから得ていて、政府にとって国際電話業務が依然重要な歳入源になっている。国際通話料は最近5年間に四分の一から三分の一に引き下げられてきたが、依然高い状況である。このため、下記のような別の方法で国際通信を行う利用者が増えていて、固定電話による国際通話の独占が崩れ始めている。

- 通話を受信のみにする。
- 利用しやすい価格の携帯電話サービスを利用する。
- 違法にもかかわらずVoIPを利用する。

VoIPの利用は、1998年12月30日付けの郵便省による「VoIP使用禁止に関する通知(Declaration on Prohibition of Use of Voice over Internet)」により規制されていたが、郵便省とAZ通信（AZ Communications）の業務提携契約（Business Cooperation Contract）により運営されているスリーテルカフェ（3tel Café）が「パソコン-電話」間の通信サービスを始めており、国際通話料は時間により固定電話の五分之一程度になることもある。

表3-6 経済特区における電力供給の現状と展望

経済特区 (SEZ)	現状及び展望
コーコン (Koh Kong) 経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・コーコン地域における電力はタイからの輸入電力1256万kWhをDuty Free Shop社という事業者と、Sre Ambel郡、Phum Koh Sdech郡、Kirisador郡向けを扱う小規模発電、配電複合事業者2社により供給されている。現在、コーコン地域は24時間電力供給がなされている地域のひとつである。 ・コーコン経済特区ではタイからの輸入電力の使用が可能である。 ・鉱工業・エネルギー省 (MIME) では、当該地域及びプノンペンへの電力供給も想定し、2010年までにカムチャイ水力発電所を建設する計画を有している。 ・Stroeng Rusey Chrum下流水力発電所 (207MWh)、Metoekプロジェクト、民間投資によるTa TayプロジェクトやThy Pahtプロジェクトなどの電力関連事業の計画がある。
ポイペト (Poipet) 経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・Banteay Mean Cheay州のO Chraov郡の電力供給は主にAnco Brothers社によっている。同社は2004年にはタイから2000万kWhを輸入し売電している。そのほかの県では7つの小規模認可事業者が電力を供給している。 ・ポイペト経済特区はタイからの輸入電力へのアクセスが可能であるが、敷地内の約2万～3万平方メートルを45MW規模の発電施設建設に当てるべく計画されている。 ・タイから60MWを輸入するため、Banteay Mean Cheay郡経由シムリアップに至る送電線の建設を2007年初頭までに、同じくBanteay Mean Cheay郡経由バタンバン向け送電線は2007年末までの完成を予定している。
プノンペン (Phnom Penh) 経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・プノンペン及びカンダール地域の電力は主にEDCにより供給され、その他のPhum Bakeng・Phum Ktor、SangKat Prek Leap、Khan Rusey Keo、Phum Bak Kheng各県では2つの小規模の発電・配電複合事業者が供給を行っている。 ・EDCはプノンペン地域で、2005年には1kWhあたり480～600リエル (12～15セント) で産業用電力を供給している。 ・日本カンボジア開発会社 (Japan Cambodia Development Corporation : JCDC) が開発するプノンペン経済特区では、送電線が敷設されていないことからEDCからの電力供給を受けることができないが、Asiatic Group社の100%出資子会社であるコルベン社 (Colben System Pte. Ltd.) が最近プノンペン経済特区への独占電力供給覚書を締結している。 ・Colbenは中古の発電機を使った10MWの発電施設を、BOO (設置・所有・運営) 方式で建設し、第1フェーズ建設分 (365ヘクタール中140ヘクタール) について対応する。 ・EDCは115KVの送電線で特区内の受電所と新しい西プノンペン変電所を結び電力を供給する計画を持っている。
マンハッタン (Manhattan) 経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・Svay Rieng州Bavet郡にある同経済特区ではベトナムからの輸入電力がEDCにより供給されている。2004年の周辺地域の輸入・供給電力は492万8千kWhであった。 ・同地域は24時間電力供給が確保された地域のひとつである。 ・マンハッタン経済特区の開発業者であるManhattan社は、EDCを通さずに、直接ベトナムから電力を買い付け、区内の事業者を提供することを計画している。 ・同地域で電力に対する高い需要が見込まれることから、2007年までにベトナムからSvay Rieng地域への送電線を既存の22キロボルト (kV) から115kVに付け替える予定である。
シハヌークビル (Sihanoukville) 経済特区	<ul style="list-style-type: none"> ・現在シハヌークビル市街地ではEDCから電力が供給されており、24時間の電力供給が確保されている地域のひとつである。周辺地域については、その他小規模認可事業者3社が電力供給を行っている。 ・2005年にはEDCがシハヌークビルの手工業者を含む100事業者に電力を供給している (料金は1kWhあたり13.5～17.5セント) が、EDCの同地域への総供給量は10MWにとどまっている (そのうち5MWはコルベン社からEDCへ供給されたものであり、他の5MWはEDCが供給)。コルベン社の同地域における発電施設は、中古の発電機によるものである。 ・同地域では周辺国からの輸入電力へのアクセスがないため、より安定した電力源を確保するためには、2009年より前に独自の発電施設を立ち上げる必要がある。 ・2008年までにはベトナムからタケオを経由するプノンペン地域への送電線が敷設される予定で、80MWの電力をベトナムから輸入することになる。さらに2009年までにはタケオからカンボットとシハヌークビルへの送電線敷設が計画されている。 ・カムチャイ水力発電所は193.2MWの規模を持ち、2010年までの建設が計画されている。また、シハヌークビルにも石炭火力発電所 (200MW) が2010年までに完成する予定であり、2010年までには100MWの発電を開始する予定である。

表3-7 シハヌークビル地域における電気料金

種類	料金	
	電力使用量 (kWh/月)	1 kWhあたり料金
住宅		500リエル
工業及び手工業セクター	20,000以下	0.175米ドル
	20,000～50,000	日中 16セント 夜間 14.7セント
	50,001～110,000	日中 14.7セント 夜間 17.5セント
	110,000以上	日中 13.5セント 夜間 17.5セント
商業及びサービス業	20,000以下	19.5セント
	20,000～50,000	18セント
	50,000～110,000	16.4セント
	110,000以上	15セント
ホテル及びゲストハウス	20,000以下	20セント

表3-8 州における電気料金

地域	1 kWhあたり料金
カンボンチャム	850リエル (約21セント)
バッタンバン	24.5セント
タケオ	900 リエル (約22.5セント)
メモット (Memot)、ポニアクレック (Pohnea Krek)、バベット (Bavet)	11.5-16.0セント

表3-9 電話契約者数と普及率

	2001	2002	2003	2004	2005	
人口	13,000,000	13,433,000	13,770,000	14,111,000	14,145,000	
契約者	固定電話	33,494	35,419	37,194	39,865	41,104
	携帯電話	223,458	321,621	489,504	659,324	840,916
	計	256,952	357,040	526,698	699,189	882,020
普及率	固定電話	0.25	0.26	0.27	0.28	0.30
	携帯電話	1.72	2.39	3.55	4.67	5.94
	計	1.97	2.65	3.82	4.95	6.24

出所：郵電省

表3-10 電話通信サービスの普及率

(カッコ内は調査年)

国名	固定電話	携帯電話	計
カンボジア (2002)	0.26%	2.40%	2.66%
ミャンマー (2002)	0.61%	0.03%	0.64%
ラオス (2002)	1.12%	1.00%	2.12%
インドネシア (2002)	3.60%	5.52%	9.12%
ベトナム (2002)	6.58%	2.34%	9.19%
フィリピン (2002)	4.17%	17.77%	21.94%
タイ (2001)	9.87%	26.04%	35.91%
マレーシア (2001)	19.79%	34.99%	54.67%
ブルネイ (2001)	28.94%	43.72%	72.66%
シンガポール (2002)	46.35%	79.13%	125.48%
中国 (2001)	13.81%	11.17%	24.98%
日本 (2001)	58.58%	62.11%	120.69%

出所：World ICT Visual Data Book 2004

表3-11 電話会社とサービス内容

会社名	固定電話	携帯電話	国際電話	インターネット
Telecom Cambodia (023)	X		X	X (CamNet)
Camintel	X			X
Camshin (Cambodia Shinawatra)	X	X (011)		X
CamGSM (Mobitel)		X (012)	X (Tele2)	X (Telesurf)
CASACOM (Cambodia Samart Communication)		X (015/016)		X
CamTel		X (018)		
3tel Cafe (008)			X (PC-to-Phone)	
Cogetel				X (Online)
Open Forum				X

インターネットサービス

インターネットサービスは1997年に、カナダの国際開発調査センター（International Development Research Center：IDRC）の支援を受けた郵電省によりカンボジアに導入され、現在でもカムネット（CamNet）の名前で郵電省により運営されている。現在のところインターネット接続業者（ISP）は、CamNet、Bigpond（CogeTel）、Open Forum、CaminTel、Telesurf、Camshin、CASACOMの7社がある。2003年にはカンボジアに1万3千人のインターネットサービス契約者、4万人の利用者がいたと推定されているが、ほとんどの契約者・利用者はプノンペン、シェムリアップ、バタンバン、シハヌークビルに集中している。ブロードバンドインターネットはプノンペンではADSL回線（場合によってワイヤレス）か光ファイバーを使って利用可能である。

国際インターネット接続（International Internet Exchange：IIX）もしくはインターネットプロトコル・ゲートウェイ（IP Gateway）はカムネットにより運営されており、回線容量は22Mbpsである。IPゲートウェイは衛星回線によりTHAICOMゲートウェイかJCSATに接続され、さらに香港のインターネット・バックボーンに接続している。

光ファイバーは1999年にドイツのKfWの支援により、ポイペトーバタンバンープノンペンーバベトを經由するタイ・ベトナム間のラインが敷設されている。国際協力銀行（JBIC）とカンボジア政府の間で「メコン地域通信基幹ネットワーク整備事業（カンボジア成長回廊）」が2005年に調印され、カンボンチャム、プノンペン、シハヌークビル間の400kmをつなぐ光ファイバー敷設事業がすでに始められている。

水資源

水資源開発及び管理は水資源気象省（Ministry of Water Resource and Meteorology）の所管となっている。プノンペンでは、公営企業の「プノンペン水道公社（Phnom Penh Water Supply Authority：PPWSA）」が1996年より水道事業を担っている。水道延長距離は約320キロにわたるが依然として修復を要する状態である。その他の地域では、水資源気象省が都市部における水供給に対して基本的な責任を負うものの、多くの場合、民間会社に商業ベースの水供給の許認可を出している。シハヌークビルではシハヌークビル水道公社（Sihanoukville Water Supply Authority）が市内への水供給を行っているが、周辺の農村部においては地下水、河川、雨水に頼っている状況である。カンボジアの年間平均降水量は約4,000mmであるが、雨季と乾季の差が大きく、さらに灌漑システムが不完全なため、安定した農業用水供給に困難がある。

シハヌークビルにおける工業用途には、地下水が安定した水供給源となると考えられるが、水質は塩分を含有しているため、要求基準を満たさないこともあり得る。

航空

航空便開放政策（Open Air Policy）により、カンボジアに乗り入れる航空会社の数は近年着実に増えている。8カ国・地域内の9都市へのノンストップ国際線がプノンペン国際空港から運用されている（表3-12参照）。またシェムリアップ空港からも国際線が発着している。

コンボンソム（シハヌークビル）空港は近い将来空路を再開する見込みで、またプノンペンの北、5号線の近くに位置するコンボンチェナン空港も再開準備を始めている。一方、コーコン空港は現在使用されていない。

現在運用されている2大空港であるプノンペン国際空

港とシェムリアップ空港は、プノンベン国際空港開発のための25年間のBOT契約をしているフランス・マレーシアの合弁会社（SCA社）に代わり、他のフランス・マレーシア合弁会社であるカンボジア空港サービス会社（Cambodia Airport Services Ltd.：CAMS）が管理・運営を行なっている。

道路

カンボジアの道路網は総延長約30,268kmであり、その内国道が4,695km（一桁番号の国道：2,052km、二桁番号の国道：2,643km）で、州道が6,615km、村道が18,958kmとなっている。現状では分離された高速道路はカンボジアには存在していない。

カンボジアの道路密度（km/km²）は他のアセアン諸国に匹敵しているが、舗装道路の密度に関しては表3-13にあるように非常に劣っている状況である。

カンボジアの交通手段ごとの運送量比率は表3-14のとおりである。道路運送がカンボジアの経済活動に非常に重要であることが分かる。

現在のところ表3-15のとおり、アジア・ハイウェイ、アセアン・ハイウェイ、大メコン圏（GMS）道路の三つのカンボジア領内を通る国際ハイウェイが計画されている。これら三つのハイウェイのカンボジア領内の総延長の20%はアスファルト又はセメントにより舗装される2車線道路であり、半分は二重瀝青舗装のやや幅の狭い

表3-12 プノンベン国際空港の国際線出発便
(2006年3月28日から10月30日現在)

行き先国・地域	行き先	便数（カッコ内参入社数）
中国	広州	1日1便（1社）
	上海	週3便（1社）
香港	香港	週5便（1社） 週3便（1社）
マレーシア	クアラルンプール	1日2便（2社） 週3便（1社）
シンガポール	シンガポール	1日1便（1社）
		週4便（1社）
		週3便（1社）
		週2便（1社）
		貨物便 週3便（1社）
韓国	ソウル（インチョン）	週2便（1社）
台湾	台北	1日1便（1社） 週3便（1社） 貨物便 週5便（1社）
タイ	バンコク	1日7便（4社） 貨物便（1社）
ベトナム	ホーチミン	1日3便（1社） 貨物便 1日1便

出所：プノンベン国際空港ウェブサイト

2車線道路で、残りの30%はこれより劣るものとなる予定である。

多くの国際ドナーの支援により、現在でも道路網の回復工事が進行中である。2008年までには国道1号線～7号線の回復及び改善工事の98%が終了する見込みで、最後に残る国道1号線の残存一部区間の改善工事も2010年までに終わる予定である。

鉄道

カンボジアでは、プノンベンから出発する北線（386km）と南線（264km）の二つの鉄道路線が運行されている。プノンベンへの上り列車は主に発電用の重油、セメント、米を運び、シハヌークビルへの下り線では木材、石を運搬している。表3-16に、2003年における路線別、貨物別の鉄道運送実績を示す。

アジア開発銀行は「カンボジア鉄道復興調査（The Study for the Rehabilitation of the Railway in Cambodia）」を実施しており、2,000万米ドルの予算で3年以内に鉄道改良を行い、最高速度を時速50kmに引き上げることを目指している。

港湾

カンボジアではシハヌークビルが唯一の深水港である。同港では第一期のコンテナヤード拡張工事が終わり、ヤードが240m延長されている。現在2期としてバースの160m延長工事が実施されている。シハヌークビル港公社（Port Authority of Sihanoukville：PAS）によると、

表3-13 ASEAN諸国と日本の道路密度

	道路密度 (全道路)	道路密度 (舗装道路)
カンボジア	0.217	0.011
マレーシア	0.210	0.152
インドネシア	0.188	0.087
フィリピン	0.598	0.055
タイ	0.379	0.084
ベトナム	0.283	0.071
日本	3.103	0.164

出所：進捗報告書、JICAカンボジア道路網開発調査

表3-14 交通手段別の旅客・貨物運送量割合（2003年）

交通手段	旅客	貨物
道路輸送	65%	69%
鉄道輸送	20%	10%
内航輸送	15%	20%

出所：進捗報告書、JICAカンボジア道路網開発調査

表3-15 国際ハイウェイ・ルート

ルート	大メコン圏 (GMS) 道路	アジア・ ハイウェイ	アセアン・ ハイウェイ	カンボジア 国道	全長 (km)
Poipet—Sisophon—Phnom Penh— Bavet	中央	AH 1	AH 1	NR 1, NR 5	572.4
Sihanoukville—Phnom Penh— Kampong Cham—Stung Treng— Trapengkreal	内陸回廊	AH11	AH11	NR 4, NR 6, NR 7	755.0
Cham Yeam—Koh Kong—Phum Daung Bridge—Sre Ambel— Chamkar Luong	南部海岸	—	AH123	NR48, NR 3, NR33	163.3
Siem Reap—Preah Vihear—Stung Treng—Rattanak Kiri—O Yadav Border	北部	—	—	NR66, NR78	464.9
			合計 (km)		1,955.6

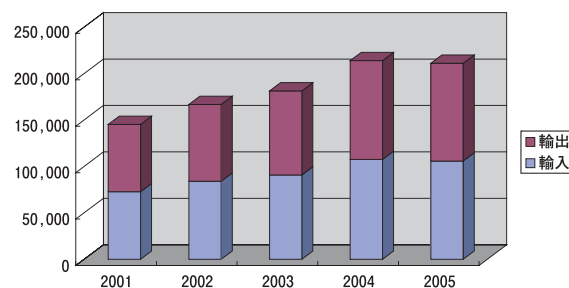
出所：進捗報告書、JICAカンボジア道路網開発調査

表3-16 路線別・貨物別の鉄道運送実績 (2003年)
(単位：トン、%)

	北線	南線
石油製品	18,900 (15.5)	114,900 (38.2)
セメント	43,700 (35.7)	175,700 (58.4)
米	9,500 (7.7)	2,000 (0.7)
その他	5,000 (4.1)	200 (0.07)
自社使用	45,400 (37.1)	8,000 (2.7)
合計	122,500 (100.0)	300,700 (100.0)

出所：進捗報告書、JICAカンボジア道路網開発調査

図3-3 シハヌークビル港コンテナ取扱量 (TEU)



出所：公共事業・運輸省シハヌークビル港湾局

同港のコンテナの処理量は2001年から2005年に継続的に増加している (図3-3参照)。

カンボジア政府の航路解放政策 (Open Sea Policy) により、最近シハヌークビル港付近に小規模な港が開設されたため、小さな船によって運搬される貨物がかなり奪われている。新しい港では港湾使用料が安く、通関業務も容易であると言われ、また関税の代わりに非公式チャージを支払えば済むこともあり、実質的に関税も安くなっている。

シハヌークビル港公社の情報によると、現在シハヌークビル港は米国、EU、中国、香港、インドネシア、日本、マレーシア、フィリピン、シンガポール、韓国、タイ、ベトナム等への航路と有しているが、その多くはシンガポールでの積み替えが必要である。

シハヌークビル港のコンテナ・ヤードの停泊施設は次のとおりである。

- 第1期 (完成済み)：埠頭延長240m (7番バース)
舷側水深：マイナス9メートル (喫水8.3メートル以下の船舶が停泊可能)
- 第2期 (2007年初頭に完成予定)：埠頭延長160m、

舷側水深：マイナス9メートル (喫水8.3メートル以下の船舶が停泊可能)

内陸水運

カンボジアの内陸水運網は主にメコン川、トンレサップ (Tonle Sap) 川、バザック (Bassac) 川からなっていて、総延長は、雨季においては約1,750kmであるが、乾季においては船が通行できる距離は580kmに減少する。

カンボジアには以下の7つの主要内陸港がある。

- ・ プノンペン港
- ・ カンボンチャム港：
プノンペンからメコン主流の上流105km
- ・ クラティエ (Kratie) 港：
カンボンチャムからメコン主流の上流115km
- ・ スタントレン (Stung Treng) 港：
クラティエからメコン主流の上流150km
- ・ ニークロアン (Neak Loeng) 港：
プノンペンからメコン主流の下流60km
- ・ カンボンチュナン (Kampong Chhnang) 港：

- プノンペンからトンレサップ川上流90km
- チョクニア (Chong Khneas) (シムリアップ) 港:
カンポンチュナンからトンレサップ川上流190km

プノンペンとカンポンチャム間のコンテナ運送はゴム

に限って行われている。乾季においては、カンポンチャムから上流のメコン川とトンレサップ川は水位が下がるため船の運航には適さない。乾季と雨季の水位の差は時には10mに達するため、カンボジアの内陸水運は避けがたい限界を抱えていると言える。

3. 14 ビジネス・コスト

工業用地

場所	土地代 (1㎡あたり、US\$)
プノンペン	
商業用地	350-700
その他地域	30-60
開発用地	4-30
シムリアップ	60-130
シハヌークビル	20-65

出 所：CFN Real Estate; Cambodian Estate;
ASEAN Facts and Figures 2006 Research

オフィススペース

事務所の種類	月額家賃 (1㎡あたり、US\$)
中心地	9-11
周辺地	6-8

出所：CFN Real Estate; ASEAN Facts and Figures
2006 Research

工場家賃及び賃貸料

工場の種類	場所	平均賃貸料 (月額、1㎡あたり、US\$)	
既製工場	主要地域	1.50-2.00	
	その他地域	1.00-1.80	
場所	面積	月額家賃 (1㎡あたり、US\$)	工場売買価格 (US\$)
国道2号線	2,900m ²	1.5-2	-
ブーントンプン (Boeung Tompun)	5,000m ²	1.2-1.8	150/m ²
ベンスレン道路 (Veng Sreng Road)	土地面積：3,250m ² 内整地済み：2,750m ²	1.5-2	-

出所：CFN Real Estate; ASEAN Facts and Figures 2006 Research

倉庫賃料

場所	大きさ	平均賃料 (1㎡あたり、US\$)
工業地帯 (ベンスレン道路)	1,000-6,000m ²	1.5
ブーントンプン地域 (Boeung Tompun area)	-	1-2.5
チャムカドン地域 (Chamkadong area)	-	1-2.5
チャムチャオ地域 (Cham Chao)	-	1.5-1.8
スタンミンチャイ地域 (Steng Meanchey)	-	1.5-1.8

出 所：CFN Real Estate; ASEAN Facts and Figures 2001 & 2006
Research

人件費

ランク	月額賃金中央値 (US\$)
上級管理職	1,000-1,500
中級管理職	500-1,000
下級管理職	240-400
経理	250-400
秘書	120-150
事務員	100-120
メッセンジャー	100-120
運転手(企業向け)	100-120
ビル管理人	40-80
非熟練工	40-80

出所：ASEAN Facts and Figures 2001 Research; CIB
参考：繊維、製靴業の法定最低賃金は月額45ドル

光熱費

a) 電気料金 (プノンベン地域)

種類	料金	
	電気使用量 (1ヶ月あたりkWh)	料金 (1kWhあたり、リエル)
住宅	50以下	350
	51～100	550
	100以上	650
工業及び手工業	45,000以下	600
	45,000～80,000*	550
	80,000～130,000	550
	130,000以上	500
	中圧	480
商業及びサービス業	45,000以下	650
	45,000～80,000*	600
	80,000～130,000	600
	130,000以上	500
	中圧	480
ホテル及びゲストハウス	45,000以下	650
	45,000～80,000	600
	80,000～130,000	600
	130,000以上	500
	中圧	480
大使館、外国人住居、非政府機関 (NGO)、国際機関	—	800
政府機関	—	700

出所：EDC

注：*650/600リエル (夜間料金)

b) 水道料金

料金分類	料金 (1 m ³ あたり、リエル)
住宅	250
商用・工業用	500

出所：CIB

c) ガス料金

料金分類	料金 (1 キロあたり、セント)
家庭用	76.67*
工業用	32.0**

出所：*ペトロナス・ブルネイ (Petronas Brunei)、

**スベリワン (Superione Co. Ltd.)

d) 燃料料金

種類	値段 (1リットルあたり、セント)*
運輸用	
・スーパー	93.02*—93.8**
・EA (レギュラー)	91.80*—92.5**
・ディーゼル	69.77*—70.3**

出所：*ペトロナス・ブルネイ (Petronas Brunei)、

**スベリワン (Superione Co. Ltd.)

e) 電話料金

カミンテル (Camintel) (2006年)

1回線あたり取付け料		\$100—	
国際電話保証金		\$200—	
月額使用料		\$7	\$10
市内通話	カミンテル回線宛	1c	1c
	他社固定電話宛	4c	3c
	携帯電話宛	10c	10c
長距離通話	カミンテル回線宛	6c	6c
	他社固定電話宛	8c	7c
	携帯電話宛	10c	10c
国際通話			
通話先		週日 (1分あたり)	週末 (1あたり)
近隣国		82c	66c
その他アジア諸国		90c	72c
北米及びヨーロッパ		98c	79c
上記以外の国		\$1.14	97c

f) ブロードバンドインターネット使用料

概要	料金
MyDSL-E 256Kbps 月額使用料	\$199～
2000MB: 無料 (月額使用料に含む)	
2000MB～5000MB: 1MBあたり\$0.09	
5000MB以上: 1MBあたり\$0.08/MB	
月額使用料計: \$199～	
ADSLモデム (購入かレンタルの選択)	\$100～
郵電省 (カムネット) への接続料	\$50～
保証金 (返金可)	\$200～
初期費用: \$350～	